

第6回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会ワーキング部会  
意見要旨

日 時：平成23年5月30日（月） 14:00～16:25  
場 所：豊玉町保健センター

<出席者>

委 員 出席：17名（うち代理2名） 欠席：3名  
事務局 出席： 4名

<内容>

会議次第“3. 第7回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会の検討状況について”

① 第4章から最終までの協議結果について

[第4章] 意見なし

[第5章] 部会長：【事務局案】の第22条：責任説明等はPDCAサイクルだ  
と思う。市民参画を考えればよいと思うが、事務的にはかな  
りのリスクがある。現実的に可能かどうかを考えてほしい。

部会員：例えば、部外秘扱いになっている振興実施計画等を公表し  
なければならなくなると、今後の取扱いはどのようにしてい  
けばいいのか。策定方法もこれまでとは異なってくると思う。

部会員：情報公開制度と個人情報保護制度との兼ね合いや、努力規  
定と義務規定の線引き等も問題である。問題を解決するため  
には基準を決め、ある程度は努めていかないといけないので  
はないかと思う。

事務局：検討委員会の意見としては、速やかな調査と誠実な対応に  
ついての意見が出た。第1項は差し障りないように訂正して  
もよいのではないか。

部会員：“政策等の立案”を条文内に入れるのは難しいのではないか。  
立案のどの時点でするのが難しい。

部会員：“必要に応じて”等、語句を入れてはどうか。

部会員：“行政は、当該年度の事業実施について～”にしてはどうか。

部会員：“努めなければならない”に改めてはどうか。

部会員：第22条：パブリックコメント内の“政策等”の範囲はどこ  
までを言うのか。

事務局：先程の責任説明等の部分について、“当該事業年度”という  
単年度としての表現は、この条例の趣旨から考えて好ましく  
ないと思う。

[第6章] 部会長：市長・市民・議会の三者が共通の提案権を持ったしくみに

したい。

部会員：検討委員会で市民の権利を訴えてくるのは当然だと思う。  
地方自治法内に権利があるのに、わざわざこの条例（案）に入れないといけないのかが疑問であり、男女共同やパブリックコメントについても同様に思う。

部会長：条例（案）に入れるのは、網羅するという意味では必要である。ただし、請求要件等の内容までは難しい。三者に権利を与えつつ、現行のような、事案ごとにやっていく方針がよいのではないか。

[第7章][第8章][第9章][その他追加]

部会長：第7章・第8章では市の施策が入っている。まちづくりについて記載した条例（案）なので不要ではあるが、対馬市の特色として敢えてあげることに検討委員会では肯定的な意見が多かった。

部会員：この条文は不要なのではないか。今後の対馬市について市民と考えていこうという条例なのに、今の市の施策をうたうのはどうか。

部会長：検討委員会へは現行（案）のとおりで提案するが、ワーキング部会ではこのような意見が出たという話もする。どちらにしても、検討委員会では現行（案）とは異なる形での決定になると思う。

部会員：第4条第3項との兼ね合いもあるので、協働を考えれば第7章・第8章は必要なのではないか。

事務局：委員の中には、前文とのからみを考えている方もいた。

## ② 第1章から第3章までの決定事項について

[前文]（事務局：全体が確定した後に再検討を行うため、未決定である旨説明。）

[第1章] 意見なし

[第2章] 意見なし

[第3章] 部会員：第7条第3項の【事務局案】の文面に違和感がある。

事務局：この中の“負担”とは、納税等の義務だけではなく地域の清掃等、行政が行うあらゆるサービスを含めるため、このような表現にした。将来的には解説文を作るので、問題はないかと思われる。

## 会議次第 “4. ワーキング部会の検討事項”

⇒ 資料1 p23 参照。“財政状況についての項目”については追加し、“市民の責務”“前文に歴史的人物の記述をすること”の2点については検討委員会へ具申している旨説明した。

[努力規定と義務規定について] 資料3

部会長：基本的に、市民・議会には努力規定、行政には義務規定を用いている。

第17条・第18条にしては義務規定にしてはどうかと思う。また、第24条・第26条は義務規定だが第25条が努力規定となっている。この部分は義務規定に統一してはどうか。

事務局：第23条を義務規定にすると、期日等がなく急ぐ場合は困るケースも考えられる。検討委員会でも「何故しないといけないのか。」との意見が出た。

部会員：様々な審議会等で問題になりそうなので、努力規定がよいと思う。

部会員：どちらにしても“～するものとする”と示したら、表現としてやわらかいと思う。

部会長：第17条・第18条は義務規定にする。第7条第1項は、市民の責務についてだが、表現としてきつく感じるか。

部会員：これは当然のことだと思うので、きつい表現には感じない。

部会員：第21条は努力規定でよいのではないか。“原則として”という言葉が気になる。

事務局：これは情報公開条例の中に、除外規定があるのでこの表現とした。

#### <地域との意見交換会（案）について>

前回行った説明と、開催時期が変更になっていることを連絡し、呼びかけを実施すべき各種団体等や実施方法等を次回ワーキング部会で説明する。

#### <第7回ワーキング部会開催予定>

6月1日（水）に検討委員会を行うので、その報告を含めて6月中旬の予定とする旨連絡した。

以上のことを確認し、16時25分に終了した。